

蕨市立病院運営審議会の会議の公開について

○公開

平成25年4月1日に施行された「蕨市市民参画と協働を推進する条例（愛称：みんなで創るわらび推進条例）の第8条により、「市は、審議会等の会議の公開を推進するとともに、・・・」とあることから、「審議会等の会議の公開に関する要綱」（以下、「要綱」という。）を新たに決めました。

この要綱により、会議は原則公開とされていますが、蕨市情報公開条例第7条の各号に掲げる非公開情報に該当する事項について調停、審査等をする場合などは、全部又は一部を公開しないことができますとなっています。

○公開の決定

要綱により、会議の公開又は非公開の決定は、審議会等が行うものとなっています。

○会議開催の事前公表

要綱により、会議を公開で開催することを予定するときは、審議会等の名称や開催日時などを開催日の7日前までに、ホームページへの掲載や市が指定する場所での閲覧の方法で公表します。

○公開の方法

要綱により、会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に当該会議の傍聴を認められています。

○傍聴

要綱に基づき、別紙「蕨市立病院運営審議会」の会議の傍聴にかかる取り決め（案）を作成しました。

○会議録等の公表

要綱により、公開された会議の会議録をホームページへの掲載及び市が指定する場所での閲覧の方法で公表するとなっています。